

令和2年1月26日（日）

司法書士による「**全国一斉生活保護110番**」
（無料電話相談）を実施します

長野県司法書士会
会長 丸山 孝一
長野県青年司法書士協議会
会長 佐藤 廉

長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、下記の要領にて司法書士による「**全国一斉生活保護110番**」（無料電話相談）を実施いたします。

あなたのいのちを守りたい。暮らしを支える

「**全国一斉生活保護110番**」

◆日時：令和2年1月26日（日） 10:00～16:00

◆電話番号：0120-052-088（フリーダイヤル）

◆相談料：無料（電話による無料相談です）

◆相談例：「どこに行ったら生活保護の申請はできますか？」

「生活保護を受けるのに財産を手放す必要がありますか？」

「借金を抱えたまま生活保護を受けられますか？」 etc.

◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

なお、開催趣旨につきましては、別紙記載のとおりです。

開 催 趣 旨

生活保護受給世帯数は、厚生労働省の令和元年5月の発表によれば、今年2月時点で163万5,515世帯であり前年同月と比較すると多少減少していますが、依然高い水準で推移しています。中でも65歳以上の高齢者世帯の占める割合は高く、全体の54.1%にも及びます。

さらに昨年6月1日に成立した生活保護法の改正は、生活保護の受給が必要な方にとって非常に厳しい改正となったといえます。また食費や光熱費といった生活費にあたる「生活扶助」の支給額が昨年10月から変更され、65歳以上の単身世帯の76%、子どものいる世帯の43%で生活扶助が引き下げられました。

このような弱者に厳しい現状にかんがみ、長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会との共催により、本年も生活保護110番を実施し、生活保護に関する相談をお受けすることにいたしました。

* * *

生活保護は、憲法第25条第1項に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する最も基本的な社会保障であり、市民生活にとってみればこれが最後のよりどころです。これまでも長野県司法書士会及び長野県青年司法書士協議会では、毎年生活保護に関する無料電話相談を実施し、市民の方々の多数の相談に応じてまいりました。例年10件以上の相談が寄せられています。また、長野県司法書士会は生活保護の申請をしようとする市民が窓口で適切な対応を受けられるよう司法書士が同行する活動を支援しています。

我々司法書士は、身近なくらしの法律家として、生活保護を必要とする人が適切に保護を受けられるよう、今後も活動を続けて参ります。